

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 48 号）

★概要のみ紹介

1 雇用保険法施行規則の一部改正

次のような改正が行われた。

1 雇用調整助成金制度等の改正（第 102 条の 3、附則第 15 条関係）

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、対象被保険者に係る特例（被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者は雇用調整助成金等の休業等の助成対象とならない規定の一時撤廃）を廃止する。㊥平成 23 年 7 月 1 日施行

2 労働移動支援助成金制度の改正（第 102 条の 5 関係）

① 求職活動等支援助成金について、大企業事業主に対する助成額（1 人 1 日）を、7,000 円から 4,000 円に引き下げる。

② 再就職支援助成金について、大企業に対する助成措置を廃止するとともに、中小企業に対する助成額の上限額（対象者 1 人当たり）を 30 万円から 40 万円に引き上げる。

3 定年引上げ等奨励金制度の改正（第 104 条関係）

① 中小企業定年引上げ等奨励金について、支給対象事業主から「希望者全員を対象とする 65 歳まで契約期間の切れない継続雇用制度を導入した事業主」を削除し、「希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満までの継続雇用制度を導入した事業主」を追加する。

② 高年齢者職域拡大等助成金を新たに創設し、希望者全員が 65 歳まで働ける制度又は 70 歳まで働ける制度の導入にあわせて、高年齢者の職域の拡大や雇用管理制度の構築を行う事業主に対し、要した費用の 3 分の 1 を助成するものとする。

③ 高年齢者雇用モデル企業助成金を廃止する。

4 特定求職者雇用開発助成金制度の改正（第 110 条関係）

緊急就職支援者雇用開発助成金を廃止する。

5 自立就業支援助成金制度の改正（第 110 条の 2 関係）

高年齢者等共同就業機会創出助成金を廃止する。㊥平成 23 年 7 月 1 日施行

6 地域雇用開発助成金制度（第 112 条関係）

① 地域求職者雇用奨励金、雇用創造先導的創業等奨励金及び地域貢献活動雇用拡大助成金を廃止する。

② 地域再生中小企業創業助成金について、創業に係る経費の助成限度額を半額に引き下げるとともに、継続して雇用する労働者を 2 人以上雇い入れる事業主に限り、助成の対象とするものとする。

㊥㉒は平成 23 年 6 月 1 日施行

7 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正（第 116 条ほか関係）

① 育児・介護雇用安定等助成金のうち、育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を

支援する制度を利用しやすい職場環境の整備等に取り組む事業主に対する助成について、廃止する。

- ② 中小企業子育て支援助成金の助成額について、育児休業取得者が最初に生じた場合は70万円、2番目から5番目までに生じた場合は50万円に引き下げるものとする。また、平成23年9月30日までに育児休業を終了した者までを対象とする措置を講ずる。
- ③ 育児・介護雇用安定等助成金を再編して、両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金を創設し、両立支援助成金として子育て期短時間勤務支援助成金及び事業所内保育施設設置・運営等支援助成金をそれぞれ支給するものとする。なお、育児・介護雇用安定等助成金のうち、子の養育又は介護に係るサービスを利用する際の費用の負担を軽減する事業主に対する助成については、廃止する。

④③は平成23年9月1日施行

- ④ 育児休業取得促進等助成金を廃止する。

8 人材確保等支援助成金制度の改正（第118条関係）

- ① 中小企業基盤人材確保助成金について、生産性向上に伴う雇入れ助成を廃止するとともに、新分野進出等に伴う雇入れ助成については、支給対象分野を、新成長戦略において重点強化の対象となっている健康・環境分野等に限定する。
- ② 介護基盤人材確保等助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金及び介護未経験者確保等助成金を廃止する。
- ③ 介護労働者設備等整備モデル奨励金の名称を介護労働者設備等導入奨励金に変更する。
- ④ 中小企業人材確保推進事業助成金について、支給対象分野を、新成長戦略において重点強化の対象となっている健康・環境分野等に限定する。
- ⑤ 中小企業雇用安定化奨励金を廃止し、新たに均衡待遇・正社員化推進奨励金を創設する。
- ⑥ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金について、平成28年3月31日まで延長する（附則17条の4の2）〔平成23年度中とされていた本奨励金制度を平成27年度までに延長〕

9 短時間労働者均衡待遇推進等助成金制度の改正（第118条の2関係）

短時間労働者均衡待遇推進等助成金を均衡待遇・正社員化推進奨励金とし、短時間労働者又は有期契約労働者について、通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図るための措置を実施する事業主に対して支給するものとする。

10 障害者雇用促進助成金制度の改正（第118条の3関係）

- ① 事業協同組合等雇用促進事業助成金を廃止する。
- ② 精神障害者雇用安定奨励金について、公共職業安定所に加えて、新たに職業紹介事業者（精神障害者雇用安定奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意している者に限る。）の紹介により雇い入れる事業主についても支給するものとする。
- ③ 職場支援従事者配置助成金を創設し、重度知的障害者又は精神障害者を雇入れるとともに、当該障害者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な業務の遂行に関

する援助及び指導を行う職場支援従事者を配置する事業主に対して、当該障害者1人当たり月3万円（中小企業事業主にあつては月4万円）を上限として支給する。

- ④ 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金を創設し、都道府県労働局に提出する地域における障害者の雇用の促進に資する取り組み等に関する計画が、他の計画に比して著しく障害者の雇用の促進に資すると認められる事業所であつて、重度障害者等を10人以上雇入れるとともに、雇い入れた重度障害者等の数と既に雇用している重度障害者等の数との合計数が15人以上であり、かつ、事業所の全労働者に占める当該合計数の割合が20%以上である事業主であり、当該事業所の事業施設等の設置又は整備を行うものに対し、当該施設又は整備に要した費用の3分の2等を支給する。

11 試行雇用奨励金制度の改正（附則第15条の10ほか関係）

- ① 実習型試行雇用奨励金について、支給額を月額10万円とするとともに、支給する期間を6箇月とするものとする。
- ② 正規雇用奨励金奨励金を創設し、実習型試行雇用奨励金を受給した事業主であつて、実習型雇用終了後に当該労働者と期間の定めのない労働契約を締結し、雇用保険の被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満のものを除く）として雇用したものに対して、当該労働契約締結の日から6箇月経過後及び12箇月経過後にそれぞれ50万円を支給する。

12 建設労働者緊急雇用確保助成金制度の改正（附則17条の5の2関係）

建設労働者緊急雇用確保助成金（建設業新分野教育訓練助成金及び建設業離職者雇用開発助成金）について、その支給期限を平成24年3月31日まで延長する。〔平成22年度までとされている期間を平成23年度までに延長〕

13 認定訓練助成事業費補助金制度の改正（第123条関係）

都道府県が認定訓練助成金事業費に係る補助を行う対象者として、職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合及びその他営利を目的としない法人を追加する。

14 キャリア形成促進助成金制度の改正（第125条関係）

- ① 訓練等支援給付金について、次のように改正する。
- 従業員の自発的な能力開発の経費又は従業員に対する職業能力開発休暇の付与に係る助成を中小企業事業主に対するものとする（大企業事業主への助成は廃止）。また、自発的職業能力開発時間確保制度又は長期職業能力開発休暇制度を導入する事業主への助成を廃止する。
 - 新たに雇い入れた雇用保険の被保険者等（期間の定めのある労働契約を締結している労働者等を除く）に認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる中小企業事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費の3分の1の額の助成等を行うものとする。

- 期間の定めのある労働契約を締結している労働者等に認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費の3分の1（中小企業事業主にあっては2分の1）の額の助成等を行うものとする。
 - 訓練等支援給付金について訓練の運営に要した経費等に係る助成率を上乗せする等の暫定措置を廃止する。
- ② 職業能力評価推進給付金及び地域雇用開発能力開発助成金を廃止する。

15 その他

当分の間、事業主等の行う職業訓練の援助を行うための施設を設置し、及び運営する地方公共団体等に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うものとするなど、所要の改正を行う。

2 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

短時間労働者均衡待遇推進等助成金が、均衡待遇・正社員化推進奨励金とされた。

3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

育児・介護雇用安定等助成金（短時間勤務制度の実施についての助成に係るものに限る）のうち、常時100人以下の労働者を雇用する事業主に対する支給額について、子育て期に短時間勤務の制度を利用した被保険者が最初に生じた場合は70万円、2番目から5番目までに生じた場合は50万円に引き下げられた。

4 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正

短時間労働者均衡待遇推進等助成金が、均衡待遇・正社員化推進奨励金とされた。

5 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正

- ① 建設教育訓練助成金と建設業人材育成支援助成金が統合され、建設教育訓練助成金とされた。
- ② 建設事業主雇用改善推進助成金と建設事業主団体雇用改善推進助成金が統合され、建設雇用改善推進助成金とされた。

6 その他

- ① 雇用対策法施行規則、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則等について、所要の改正が行われた。
- ② この省令の施行前に改正前の各助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等、必要な経過

措置が定められた。

- ③ その他所要の規定の整備が行われた。

この省令は、個別に記載があるものを除き、平成 23 年 4 月 1 日から施行